

特例転出申請書(郵便用) 有効中のマイナンバーカード(住基カード)をお持ちの方用

令和 年 月 日

異動する方の氏名 ※自分も含めて転出する人を全員記入して下さい。	生年月日	有効中の マイナンバーカード または住基カード
	西暦・大・昭・平・令 ・ ・	有 ・ 無

異動前の住所	静岡県湖西市
異動後の住所	
異動後の世帯主氏名	
転出年月日	令和 年 月 日(郵送の場合、未来の日付は不可)

※転出の処理完了後、上記の転出年月日から14日以内に転入のお手続きに行ってください。
14日経過するとマイナンバーカード(住基カード)は失効し、別途手続きが必要になります。

14日以内に転入できない場合は以下の口にし点をつけ、返信用封筒(切手を貼付したもの)を同封してください。転出証明書は上に記載した異動後の住所地に郵送いたします。別の場所へ送ることはできません。

転出年月日から14日以内に転入手続きができないため転出証明書の交付を希望します。マイナンバーカードが失効することは了承済みです。

申請者	住所	<input type="checkbox"/> 上記の住所と同じ
	氏名(※)	※手書きの署名または記名押印 ※外国籍の方は在留カードどおり アルファベットで署名してください
	生年月日	西暦・大・昭・平 年 月 日
	電話番号	※日中連絡できる場所

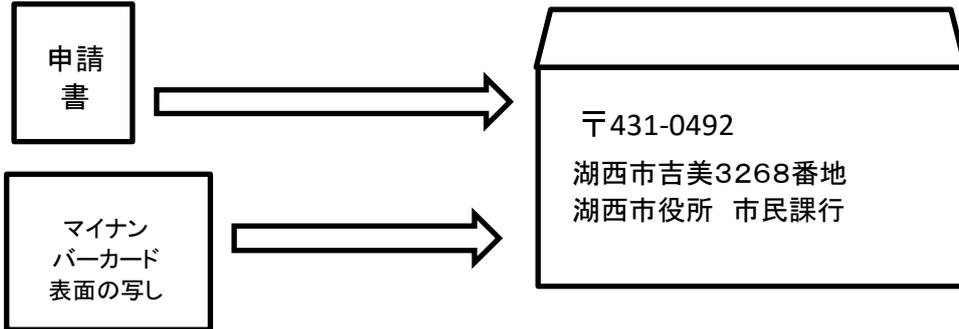
同封書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード表面(写真が貼付してある面)のコピー ※裏面のコピーは不要です。表面のみコピーしてください。
------	---

備考欄	夫婦の片方のみが転出する場合などは理由を記入してください。
-----	-------------------------------

郵便での転出手続き(有効中のマイナンバーカードをお持ちの方)について

1 転出手続き(郵送)

- ①申請書「特例転出申請書(郵便用)」に必要事項をボールペンで記入してください。
※記入漏れがある場合手続きできない場合があります。
- ②マイナンバーカード表面(写真が貼付してある面)のコピーをとってください。
- ①②を同封し、湖西市役所市民課に郵送してください。



※事情があって紙の転出証明書も必要な場合は、余白にその旨を明記し、返信用封筒(切手を貼付したもの)も同封してください。

2 処理完了の連絡

転出の処理が完了したら、申請書に記載されていた電話番号に電話します。完了連絡の他に、不備があった場合や確認したいことがある場合も電話することがあります。湖西市役所市民課から不在着信が入っていた場合、折り返しご連絡ください。

<お電話をお持ちでない方、日中電話ができない方>
申請書の余白に「転出完了の連絡は郵送希望」と記入してください。
その場合、返信用封筒(切手を貼付したもの)も必ず同封してください。
お急ぎの場合は速達料金を上乗せして切手を貼付し、封筒に速達と記入してください。

3 転入手続き(新住所地)

転出年月日から14日以内に新しい住所地の市区町村窓口で転入手続きに行ってください。転入の手続きには必ずマイナンバーカードが必要です。同じ世帯にマイナンバーカードをお持ちの方が複数人いる場合、全員分のカードをお持ちください。転出年月日から14日を経過するとマイナンバーカードは失効します。また、特例転入(マイナンバーカードを使った転入)ができなくなる場合もあります。その場合、別途手続きが必要になります。

※お願い 郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。日数に余裕を持って申請してください。

湖西市役所 市民課 TEL 053-576-4531
〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地
問い合わせ日時 月曜～金曜(土曜・日曜・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分